

令和 8 年 度
学校いじめ防止基本方針

大阪市立巽中学校

巽中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月17日施行
大阪市立巽中学校

1、いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2、いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

【早期対応に取り組むための認識】

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行・恐喝・強要等の刑法法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3、本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では、「いじめはどの学校、どの学級にも起こり得る。」という認識のもと、「人間尊重の精神を基盤とし、国際社会の一員として、個性を生かし、自ら学ぶ態度と心豊かにたくましく生きる力」を育むために「巽中学校いじめ対策基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下にあげる。

【本校の基本方針のポイント】

- ①全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」の雰囲気づくりを推進するため、学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の浸透に努めるものとする。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- ③定期的なアンケート調査や教育相談活動以外でも、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ④いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、指導・支援体制を組み、早期解決を図る。
- ⑤教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、指導・支援を図る。

4、いじめの未然防止についての取り組み

【基本姿勢】

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) わかる授業の推進と授業規律の確保

わかる授業づくりのために、指導方法の振り返りや他の教員の授業参観・教材研究等、授業改善に取り組む。また、毎時間、全員の生徒に学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感等での居場所づくりとするために、授業において話し合い活動等の共通実践を実施する。

(2) 生徒会活動の活性化

生徒会主体の活動を企画し、全校生徒の連帯感や充実感・達成感の育成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのため、教職員は生徒相互・生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学校・学級づくりに努める。

(4) SNS・インターネット等におけるいじめの防止

携帯・スマートフォン等の使用について保護者啓発や生徒対象の講話（例：関係機関によるスマホ安全教室）等を実施する。個人情報や、誹謗中傷の書き込み等がないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者に対しても、具体的な実態をもとに、「家庭でのルールづくり」について、啓發文書等を配布する。

5、いじめの早期発見についての取り組み

【基本姿勢】

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) アンケートの実施

長期休業あけ等に、定期的（年3回）に実施する。いじめをうかがわせるような情報がある場合には、臨時にアンケートを実施する。（記名方式と無記名方式との併用。）

(2) 教育相談活動の実施

教育相談を定期的（年2、3回）に実施し、全生徒を対象とした教育相談活動を進める。

6、いじめの早期解決についての取り組み

【基本姿勢】

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を

指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上・生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」(主任会)を設置する。

【構成】

校長・教頭・生徒指導主事・各学年主任・教務主任

*事案に応じて、生徒指導部長・養護教諭・各学級担任・特別支援 Co や S C (スクールカウンセラー)・部活動顧問等を加える。また、構成員を限定したり増やしたりすることもある。

【役割】

- 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- いじめの疑いに関わる情報があった場合にはいじめ対策委員会(主任会)を開催し、迅速な情報の共有・関係生徒への聞き取り・指導および支援の方針の決定・保護者との連携を行う。

【開催】

主任会を定例会(週1回)とする。また、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置

- ①いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援を最優先とする。また、いじめを行った生徒への指導と再発を防止するためその保護者への助言を継続的に行う。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、いじめをうけた生徒の心のケアを行う。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、30日以上学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合には、次の対処を行う。

【対処方法】

- ①重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめをうけた生徒・保護者に対し、事実関係とその他の必要な情報を適切に提供する。